

第5回 球磨川流域治水協議会 説明資料

河川整備基本方針の変更について

令和3年6月2日

国土交通省 九州地方整備局
熊 本 県

○令和2年7月洪水が、平成19年に策定した「球磨川水系河川整備基本方針」の基本高水のピーク流量（人吉地点7,000m³/s、横石地点9,900m³/s）を上回るピーク流量を記録したことから、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」における提言も踏まえ、気候変動を踏まえた河川整備基本方針の見直しに着手。

定める事項（河川法施行令第10条の2）

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、

気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

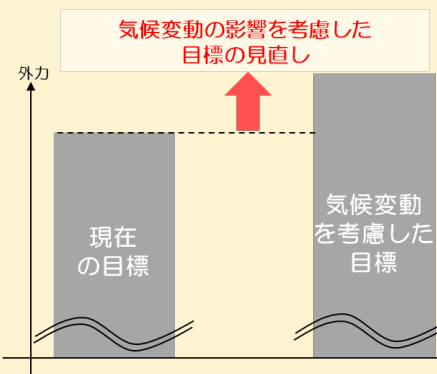
今後は

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇相当	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ（パリ協定が目標としているもの）

治水計画を、過去の降雨実績に基づく計画から、「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し



○河川整備基本方針の見直しに続き、河川整備計画の策定を行っていく。

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項（河川法施行令第10条の2）

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針の決定・公表

（一級河川の場合）
社会資本整備審議会

（二級河川の場合）
都道府県河川審議会

都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容

（計画対象期間：20～30年程度）

定める事項（河川法施行令第10条の3）

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法第16条の2

河川整備計画の案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させるために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の決定・公表

（一級河川の場合）
関係都道府県知事

（二級河川の場合）
関係市町村長

河川工事、河川の維持